

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人笑成会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目7番8号 西天神ビル5階・6階

(3) 設立認可年月日 平成 6年 3月29日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 4月19日

(5) 役員及び評議員 該当なし

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定
管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	エミナルクリニ ック大宮院	なし	埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目 54番地3 ビジョンアリーナ2階・3階・ 5階	
	エミナルクリニ ック福岡天神院		福岡県福岡市中央区天神二丁目 7番8号 西天神ビル5階・6階	
	エミナルクリニ ック旭川院		北海道旭川市一条通十丁目342番 地2 スペーシア旭川一条通3階	
	エミナルクリニ ック札幌院		北海道札幌市中央区北一条西3 丁目3番地11 佳和北1条ビル 7階・8階・9階・10階	

エミナルクリニック金沢院	石川県金沢市本町一丁目 5 番 3 号 リファール 2 階
エミナルクリニック高崎院	群馬県高崎市宮元町 227 番地 高崎ステージビル 3 階
エミナルクリニック千葉院	千葉県千葉市中央区富士見一丁目 14 番 11 号 常盤ビル 6 階・7 階
エミナルクリニック静岡院	静岡県静岡市葵区東二丁目 8 番地 1 アイランドプラザビル 2 階・3 階
エミナルクリニック豊橋院	愛知県豊橋市広小路一丁目 39 番地 豊栄ビル地下 1 階
エミナルクリニック岐阜院	岐阜県岐阜市神田町 6 丁目 12 番 地 シグザ神田ビル 6 階・7 階
エミナルクリニック銀座院	東京都中央区銀座二丁目 8 番 12 号 クローバー銀座ビル 8 階
エミナルクリニック四日市院	三重県四日市市福栄町 10 番 5 号 ランドマークアーバンビル 2 階・ 5 階
エミナルクリニック名古屋院	名古屋市中村区名駅三丁目 20 番 1 号 サンシャイン名駅 ビル 3 階・4 階・5 階
エミナルクリニック新潟院	新潟県新潟市中央区万代一 丁目 1 番 26 号 万代ビル 3 階・4 階
エミナルクリニック浜松院	静岡県浜松市中区千歳町 70 番地 1 fun ビルディング 3 階・4 階

エミナルクリニック富山院	富山県富山市新富町二丁目 4番25号 カーニープレイス 3階・6階
エミナルクリニック仙台院	宮城県仙台市青葉区一番町 三丁目9番13号 DATEONE5 階
エミナルクリニック那覇院	沖縄県那覇市東町4番15号 幸ビル4階・5階
エミナルクリニック青森院	青森県青森市中央一丁目 25 番9号 AQUA 青森中央ビル3 階
エミナルクリニック盛岡院	岩手県盛岡市中央通一丁目 9番11号 CUBE 映画館通り ビル2階
エミナルクリニック水戸院	茨城県水戸市宮町一丁目 7 番20号 ホテルテラスザガ ーデン水戸1階
エミナルクリニック秋田院	秋田県秋田市中通二丁目 4 番22号 flat 秋田 1階・2 階
メンズエミナルクリニック梅田 2号院	大阪府大阪市北区太融寺町 5番13号 東梅田パークビル 6階・8階
エミナルクリニック山口院	山口県山口市小郡明治一丁 目17番5号 SMILE 新山口ビ ルⅡ2階

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月20日 令和5年度決算の決定

令和6年10月15日 診療所名称変更、定款の一部変更

令和6年12月7日 新規診療所開設、管理者選任、定款の一部変更、
事業計画及び予算の変更設定

令和7年4月7日 診療所拡張、診療所廃止、理事辞任、定款の一部変更、
事業計画及び予算の変更設定

令和7年3月31日 理事及び管理者選任

令和7年5月31日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人笑成会
所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目7番8号 西天神ビル5階・6階

※医療法人整理番号 0 3 5 1 5

財 産 目 録
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	11,001,170 千円
2. 負 債 額	10,702,214 千円
3. 純 資 産 額	298,956 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	8,915,785
B 固 定 資 産	2,085,349
C 繰 延 資 産	36
D 資 産 合 計 (A+B+C)	11,001,170
E 負 債 合 計	10,702,214
F 純 資 産 (D-E)	298,956

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人笑成会
所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目7番8号 西天神ビル5階・6階

※医療法人整理番号	0	3	5	1	5
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	8,915,785	I 流 動 負 債	10,702,214
II 固 定 資 産	2,085,349	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	1,651,201	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	1,627	負 債 合 計	10,702,214
3 そ の 他 の 資 産	432,521	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	36	I 基 金	9,967
		II 積 立 金	288,989
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	298,956
資 産 合 計	11,001,170	負債・純資産合計	11,001,170

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人笑成会

※医療法人整理番号 0 3 5 1 5

所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目7番8号 西天神ビル5階・6階

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	12,858,543
2 事業費用	12,916,943
本来業務事業損失	▲ 58,400
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	▲ 58,400
II 事業外収益	61,895
III 事業外費用	91
経常利益	3,404
IV 特別利益	3,098
V 特別損失	▲ 3,821
税引前当期純利益	2,681
法人税等	1,717
当期純利益	964

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号 0 3 5 1 5

法人名 医療法人築成会
所在地 福岡市中央区天神二丁目7番8号 西天神ビル5階・6階

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人笑成会

理事長 吉富 大雅 殿

私は、医療法人笑成会の令和5会計年度（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 7月 20日

医療法人笑成会

監事 大野 聖史

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。